

令和7年度

監査結果報告書

高槻市監査委員

目 次

定期監査結果報告

1	監査の種類	1
2	監査の対象及び期間	1
3	監査の着眼点	2
4	監査の主な実施内容	3
5	監査の結果	4
6	まとめ	5

現金取扱監査結果報告

1	監査の種類	7
2	監査の対象	7
3	監査の期間	7
4	監査の着眼点	7
5	監査の主な実施内容	8
6	監査の結果	8
7	まとめ	8

工事監査結果報告

1	監査の種類	9
2	監査の対象	9
3	監査の期間	9
4	監査の着眼点	9
5	監査の主な実施内容	9
6	監査対象の概要及び監査の結果	10
7	まとめ	14

財政援助団体等監査結果報告（出資団体）

1	監査の種類	15
2	監査の対象	15
3	監査の期間	15
4	監査の着眼点	15
5	監査の主な実施内容	15
6	監査対象の概要及び監査の結果	16
7	まとめ	16

財政援助団体等監査結果報告（指定管理者）

1	監査の種類	18
2	監査の対象	18
3	監査の期間	18
4	監査の着眼点	18
5	監査の主な実施内容	18
6	監査対象の概要及び監査の結果	18
7	まとめ	19

定期監査結果報告

高槻市監査基準に基づき、定期監査を実施したので報告する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査及び同条第2項に規定する行政監査

2 監査の対象及び期間

原則、令和7年度の事務事業で本監査日までの事務を監査の対象として、下記の部等に対して監査を実施した。なお、必要に応じて前年度の事務も監査の対象とした。

- (1) 総合戦略部（令和7年8月22日から10月9日まで）
市長室、みらい創生室、アセットマネジメント推進室、広報室、財務管理室、DX戦略室
- (2) 水道部（令和7年8月22日から10月9日まで）
総務企画課、給水収納課、管路整備課、浄水管理センター
検査監に係る事務を含む。
- (3) 農業委員会事務局（令和7年9月16日から10月30日まで）
- (4) 公平委員会事務局（令和7年9月16日から10月30日まで）
- (5) 総務部（令和7年9月16日から10月30日まで）
総務部（物価高騰対応給付金チーム）、人事企画室、税制課、市民税課、資産税課、
収納課
- (6) 学校（令和7年10月3日から11月27日まで）
五領小学校、磐手小学校、富田小学校、樫田小学校、北大冠小学校、玉川小学校、
五百住小学校、松原小学校
第二中学校、第六中学校、第八中学校、柳川中学校、川西中学校
- (7) 教育委員会（令和7年10月9日から11月27日まで）
教育政策課、教育総務課、学校安全課、保健給食課、教育指導課、教職員課、
教育センター
- (8) 幼稚園・保育所・認定こども園（令和7年10月24日から12月25日まで）
阿武野幼稚園、西大冠幼稚園、北清水幼稚園

如是保育所、芝生保育所
高槻認定こども園

- (9) 子ども未来部（令和7年1月7日から12月25日まで）
子ども政策課、保育幼稚園総務課、保育幼稚園事業課、保育幼稚園指導課、子ども保健課、子育て支援課、子ども青少年課
- (10) 総務部（令和7年12月3日から令和8年1月27日まで）
法務ガバナンス室、総務課、契約検査課
- (11) 市民生活環境部（令和7年12月3日から令和8年1月27日まで）
コミュニティ推進室（城内公民館、富田公民館、三箇牧公民館、今城塚公民館、五領公民館、磐手公民館、阿武山公民館を含む。）
中央図書館（阿武山図書館、服部図書館を含む。）
- (12) 危機管理室（令和7年12月3日から令和8年1月27日まで）
- (13) 議会事務局（令和8年1月6日から2月24日まで）
- (14) 消防本部（令和8年1月6日から2月24日まで）
消防総務課、予防課、警防課、救急課、指令調査室、中消防署、北消防署
- (15) 選挙管理委員会事務局（令和8年1月6日から3月2日まで）

3 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、本市の執行した事務及び事業が法令に基づいて適正になされているか、かつ、次に定める趣旨にのっとってなされているかどうか留意するものとした。

- (1) 住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げているか
- (2) 常に組織及び運営の合理化に努めているか

なお、現金取扱事務の取扱体制において内部チェック機能が働いているか及び行政事務の執行について、特に意を用いるものとした。

また、過去における指摘等のリスクが高いことから「物品購入事務」及び「現金等管理」を重点的に確認した。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、部等を単位とし、監査対象課等に事前に書類、帳簿、資料の提出を求め、次の内容で監査を行った。

- (1) 職員等の状況、前回監査時の指摘事項に対する処置、事務事業上の課題等の調べ、滞納分の収入状況、工事の状況(工事請負費に関するもの)、契約の状況(委託料に関するもの・その他に関するもの)、随意契約理由の調べ(委託料に関するもの・その他に関するもの)、補助金の調べ(任意補助金に関するもの)、要綱・要領・内規等の調べ、財産に関する調べ、現金の取扱いに関する調べ、収入事務の流れなどの資料から、監査対象課等の状況を把握した。
- (2) ファイル管理簿から選択した書類について、原則、試査により事務の執行状況を確認した。
- (3) 調定等による収入事務について、収入の流れを含めて確認した。
- (4) 監査対象課等の支出負担行為一覧表並びに執行伺書及び支出負担行為書(決裁文書を含む。)を照合し、支出決定について適正に処理されているかどうかを確認した。
また、次の項目については重点的に確認した。
 - ・ 業務委託契約の完了報告書等による委託契約業務の執行状況及び履行確認状況
 - ・ 当年度及び前年度交付申請書、実績報告書により要綱等に合規した補助金の交付及び執行状況
 - ・ 管外出張の場合の支出、出張報告についての処理状況
 - ・ 会計年度任用職員の雇用に関する事務及び報酬等の処理状況なお、部等で重点的に確認すべき項目がある場合には、別に項目を設けて確認した。
- (5) 物品に関する出納及び保管事務の状況を確認した。
- (6) 現金を取り扱う課等について、現金の取扱状況を確認した。
- (7) 前回監査時の指摘事項等の措置状況を確認した。

これらに基づき、必要に応じて所属長及び担当職員から事情を聴取し、質疑応答を行った。

また、小・中学校、幼稚園、保育所及び認定こども園については、それぞれの施設において校長、園長及び保育所長並びに関係職員に予算の執行状況の説明を求めるとともに、施設の安全管理等を実地調査した。

なお、上記2(13)議会事務局の監査に当たり、真鍋宗一郎委員は、高槻市議会議員であるため、自己の政務活動費に係る部分について、地方自治法第199条の2の規定に該当するものと判断し、除斥とした。

5 監査の結果

各部等とも監査した結果、次に掲げる指摘事項を除き、おおむね適正に事務が執行されていた。その他、指摘事項には至らなかったが、監査を執行する中で改善、検討を要する事項については、その旨指示した。

(1) 支出事務について

(契約関連事務)

ア 修繕業務について、契約の履行確認完了後、速やかに還付すべき契約保証金を還付していないものがあった。

毎月の会計事務月例点検において、歳入歳出外現金は、払出命令の管理として点検項目となっていることから、適正な事務を徹底されたい。

(子ども未来部保育幼稚園総務課)

イ エアコン修繕業務について、機器、設置、撤去を含む設計書により指名競争入札を執行する予定であった。しかしながら、設計金額には、エアコン設置等の費用が含まれていたものの、入札参加者に送付した修繕業務内訳書に、一部の施設のエアコン設置等の記載がないまま、入札を執行し、契約相手方を決定した。そのため、当該施設にエアコンは設置されず、搬入のみとなった。

なお、後日、見積合わせを行った上で契約相手方を決定し、搬入済みのエアコンを設置している。

(子ども未来部保育幼稚園総務課)

(2) その他について

(公印取扱事務)

ア 一般公印の高槻市長印については、旧市長印を廃止し、新市長印を使用しているが、高槻認定こども園休日・一時預かり保育室の随時利用保育利用許可書及び高槻認定こども園病児保育利用許可書については、旧市長印の印影を印刷したものとなっていた。また、当該許可書については、公印管守者の承認を得た枚数を超えて、未承認のまま繰り返し印影の印刷を行っていた。

公印の印影の印刷等については、市公印規則第13条第1項及び第2項において、公印の管守者の承認を受けて印刷することや、公印の印影を印刷した用紙は厳重に保管するとともに、常にその使用状況を明らかにしておかなければならない、と規定されていることから、適切に行われたい。

(子ども未来部保育幼稚園総務課)

6 まとめ

本年度は、物品購入事務及び現金等管理を重点項目として監査を行った。両項目とも指摘に至る事項はなかったものの、物品購入事務については、決裁に添付されている見積書が当該購入に係るものではなく、別の物品購入に係る見積書が添付されていた事案があった。これは、同時期に複数案件の物品購入に係る見積合わせを行っていたことが原因で起こった事案だが、物品購入の根拠となる金額が一致しないにもかかわらず決裁が行われたように見受けられるため、担当者による確認は当然のことながら決裁過程における確認を徹底されたい。

現金等管理については、金庫内に公金ではない現金が保管されている事案があった。公金とそれ以外が混同しないよう、厳密に管理されたい。

重点項目以外では、契約関連事務において、エアコン修繕業務について、設計時に作成した業務内訳書をFAXで入札参加者に送付する際、仕様書の印刷範囲を誤って設定し印刷したことにより、設計時と異なる条件で指名競争入札が執行された事案があった。FAX送信時に送付書類の内容を確認していれば防げた事案であることから、入札執行に当たっては、適正に事務を執行されたい。

また、契約相手方に契約保証金を納付させた修繕業務について、業務完了後に履行確認を行ったものの、契約保証金を還付していない事案があった。契約保証金は、歳入歳出外現金であり、毎月の会計事務月例点検において、払出命令の管理として点検項目となっていることから、適正な事務を徹底されたい。加えて、会計事務月例点検については、予算の執行状況や現金の保管状況等を把握するとともに、会計事務の進捗を関係職員で共有することにより、事務の漏れ等を早期に発見し、是正するために実施するものであることから、実効性のある点検を実施されたい。

人事関連事務においては、時間額制会計年度任用職員の減額時間数の計算について、令和7年7月会計年度任用職員事務マニュアルでは、「勤務しない時間に係る報酬は支給しない。また、勤務しない時間があった場合は、その勤務しない時間のある日ごとに計算する。」とされているところ、1か月の勤務すべき総時間数から減額時間数を除算したため、これにより、過大又は過少支給となっている事案が多数の所属で見られた。金額にするとわずか数円のことではあるが、起案者はもとより、決裁者においてもマニュアルに沿った処理がなされているか、十分に確認されたい。また、一方で、多数の所属で同様のミスが生じていることに鑑み、マニュアルの考え方を整理し当該事象に対する対策を検討されたい。

備品管理については、備品の返納手続きを行わずに現物を廃棄している事案、備品の取得価額を誤って登録している事案、移管備品の登録漏れの事案等があった。備品は、市の財産であることを十分認識し、市財務規則等に従った適正な使用・管理を行われたい。

公印取扱事務については、公印刷り込み印刷の承認を受けた利用許可書について、公印管守者の承認を得た枚数を超えて印影の印刷を行っている事案があった。また、当該

許可書については、旧市長印の印影が使用されていた。これは、過去に承認を得た公印刷り込み印刷について、繰り返し承認申請を行わなくても良いと誤認し、また、旧市長印廃止後も気付かずに利用許可書をコピーし使用していたことが原因で起こった事案であった。公印の印影を印刷した用紙については、適切に管理するとともに、公印取扱事務については、厳格に行われたい。

今回の定期監査では、業務におけるルールを正確に把握できていないことに起因する不備や担当者及び決裁者の確認不足により生じている不備、過去の監査でも不備として挙げられているものが見受けられた。各自が根拠となる法令等や事務執行に係るマニュアル等について改めて確認し、適正に事務処理を行うとともに、過去の監査で不備事項となっている他所属の事例についても今一度確認されたい。

さて、人口減少や社会経済状況の変化に伴い、行政ニーズは複雑多様化し、市が対応すべき課題は頻出している。また、社会における生成A Iの浸透など社会基盤を担うデジタル分野の発展は目覚ましいものがあり、行政においても様々な分野での活用が期待されている。

今後も、持続可能な自治体運営を行っていくために、更なるD Xの推進や業務手順の見直しにより市民の利便性向上や業務効率化を図り、限られた人的資源を市民にとって本当に必要な行政サービスに注力されることを切望する。

現金取扱監査結果報告

高槻市監査基準に基づき、現金取扱監査を実施したので報告する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査

2 監査の対象

本年度の定期監査対象以外の課等のうち現金の取扱いがある次の課等を抽出し、令和7年度を対象に監査した。

(1) 市民生活環境部

文化スポーツ振興課、人権・男女共同参画課、市民課（パスポートセンターを含む）、富田支所、三箇牧支所、檉田支所、斎園課（葬祭センターを含む）、清掃業務課、エネルギーセンター

(2) 健康福祉部

国民健康保険課、生活福祉総務課、健康医療政策課、健康づくり推進課

(3) 都市創造部

都市づくり推進課、住宅課、管理課（自転車保管場所）

(4) 街にぎわい部

しろあと歴史館、今城塚古代歴史館、歴史にぎわい推進課（摂津峡青少年キャンプ場を含む）

(5) 会計課

3 監査の期間

令和8年1月30日から2月24日まで

4 監査の着眼点

現金取扱事務の取扱体制において事務処理が適正かつ効率的に執行されているか、会計事故が起こりにくい事務処理となっているか、また内部チェック機能が働いているかについて、次の事項に留意し監査するものとした。

(1) 事務処理手続は適正か

(2) 収納金額は適正か

(3) 指定金融機関等への納入は適正か

(4) 領収書等の管理は適正か

(5) 預金通帳の管理は適正か

(6) 釣銭資金等の現金管理は適正か

- (7) 金庫の管理は適正か
- (8) 出納員印、現金分任出納員印の管理は適正か
- (9) 切手等及び販売物の管理は適正か
- (10) 前回監査時の指摘事項等の措置状況

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、監査対象課等に事前に書類の提出を求め、現金の取扱状況を確認するとともに、調定等による収入事務について、収入の流れを含めて確認した。

6 監査の結果

各課等とも現金取扱事務は、おおむね適正に執行されていた。

また、指摘事項には至らなかったが、監査を執行する中で改善、検討等を要する事項については、その旨指示した。

7 まとめ

監査の対象課等においては、おおむね適正に現金等の管理がされていたが、資金前渡を受けた現金を保管している金庫内に、公金以外の現金が保管されている事案があった。市では会計事務月例点検を実施しており、金庫等の管理については点検項目となっていることから、金庫内に公金以外の現金がないか、改めて毎月の点検を徹底されたい。

工事監査結果報告

高槻市監査基準に基づき、工事監査を実施したので報告する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査

2 監査の対象

令和7年度に施工中の工事で、契約金額が建築工事では1,500万円以上、土木工事では1,000万円以上のものから、規模、内容等を勘案の上、監査対象とする工事を決定した。

ア 高槻市立赤大路小学校校舎改修工事

イ たかつき芥川認定こども園給食室改修その他工事

ウ 令和6年度災害用マンホールトイレ設置工事（第3工区）

エ JR高槻駅西口周辺道路改築工事

3 監査の期間

令和7年10月15日から令和8年3月2日まで

4 監査の着眼点

監査に当たっては、次の点を主眼として実施した。

- (1) 工事の設計・施工が事業目的及び関係法令等に適合し、適正に執行されているか
- (2) 工事の設計・施工が最少の経費で最大の効果を挙げるよう意を用いて執行されているか

なお、各監査対象工事において重点監査項目を定め重点的に確認した。

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、工事担当部から設計図書等（契約の目的である工事目的物の規模、構造、仕様等を定めたもの）の提出を求め、これに基づき関係職員から工事概要を聴取し、質疑応答を行った。

また、工事現場においては、施工状況を聴取し、実状を監査した。

なお、工事技術調査は専門的知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会に委託した。

6 監査対象の概要及び監査の結果

(1) 監査対象の概要（契約金額・工期・工事内容等は本監査日時点）

ア 対象工事名 高槻市立赤大路小学校校舎改修工事

契約金額 192,130,400 円

工 期 令和7年6月5日～
令和8年3月6日

監 理 都市創造部建築課
(教育委員会学校安全課
から依頼)

監査実施日

〔予備監査〕令和7年10月15日

〔本 監 査〕令和7年11月17日

重点監査項目「工事現場の安全対策」及び「騒音、振動等の環境対策」

工事内容等



(写真) 赤大路小学校校舎

本工事は、劣化が進み改修が必要な校舎等について、長寿命化のために大規模改修を行うものである。

工事概要は、中・南棟校舎（鉄筋コンクリート造、地上4階、延べ面積 3,419 m²）の外壁改修工事、屋上改修工事、内部改修工事及びLED照明改修工事である。

設計に当たっては、外壁塗装材に、下地補修の低減ができる防水性の高いアクリルゴム系外壁用塗膜防水材料を採用するなど、コスト縮減に配慮されている。

施工に当たっては、騒音対策として、外壁のはつり作業時等には防音シートを設置し、臭気対策として、水性の外壁塗料を採用し、工事現場周辺の環境に配慮されている。

工事現場の安全対策としては、児童が足場に登れないように、足場の周りには高さ1.8mのガードフェンスを設置し、校舎の窓には障子固定を設置することで、安全管理が徹底されている。

工事技術調査結果

書類調査においては、関係書類を調査した上で、質問書に対する回答を受け、事前調査を行った。その中で確認できた事項や課題に基づいて、事業計画、設計、積算、入札・契約、施工管理、その他の順で段階別に確認した。調査当日には、書類の原本確認調査を実施し、担当職員等に質疑応答を行い、重要かつ課題と思われるものを抽出した。その後、現場調査として、現地に赴き、施工監理状況や出来形等について確認した。

書類調査及び現地調査の結果は、おおむね適正であった。

イ 対象工事名 たかつき芥川認定こども園給食室改修その他工事

契約金額 217,789,000円

工期 令和7年6月5日～

令和8年3月6日

監理 都市創造部建築課

(子ども未来部保育幼稚園
総務課から依頼)

監査実施日

〔予備監査〕令和7年11月21日

〔本監査〕令和8年1月19日

重点監査項目「工事現場の安全対策」及び「騒音、振動等の環境対策」

工事内容等



(写真) 給食室

(写真) 機械室

本工事は、芥川幼稚園の認定こども園化に伴い、保育室の給食室への改修、給食を2階へ運搬するための小荷物昇降機の設置及びトイレ環境の改善を図るものである。

工事概要は、給食室の内部改修工事、小荷物昇降機設置工事、1、2階トイレ洋式化及びこれらに伴う電気設備工事、機械設備工事である。

設計に当たっては、園児、保護者、職員の動線と給食室への食材搬入動線を分離し、園運営に支障が無いよう配慮するとともに、2階室内に機械室を配置して屋上設置に比べメンテナンスに有利な計画とされている。

施工に当たっては、幼稚園側と協議し、トイレは1、2階とも夏休み期間中に工事を行い、夏休み後に2階トイレを使用できるように計画されている。

工事現場の安全対策としては、幼稚園を運営しながら施工できるよう、工事エリアを仮囲いで区分し、園児の安全に配慮されている。また、工事車両の通行については、園児や近接小学校の児童の通学時間を避けるよう配慮し、安全管理が徹底されている。

騒音、振動等の環境対策については、使用重機は低騒音・低振動・排ガス規制対策済の建設機械を採用し、騒音を伴う給食室や倉庫の解体作業は夏休み期間中に行われている。

工事技術調査結果

本工事における事業計画・目的、設計、積算、契約、施工、検査・監理監督及び現地確認の各段階における技術的实施状況について、主に合規性の観点の主眼に、経済性、効率性、有効性の観点にも留意した調査を実施した。

書類調査及び現地調査の結果は、おおむね適正であった。

ウ 対象工事名 令和6年度災害用マンホールトイレ設置工事（第3工区）

契約金額 45,584,000円

工期 令和7年7月28日～
令和8年3月13日

監理 都市創造部下水河川事業課

監査実施日

〔予備監査〕令和8年1月15日

〔本監査〕令和8年2月24日

重点監査項目「工事現場の安全対策」及び「騒音、振動等の環境対策」

工事内容等

※柳川中学校



(写真)マンホールトイレ

(写真)貯留弁

本工事は、大規模災害発生時の建物被害や停電、断水、上下水道施設の機能停止により、水洗トイレが使用できなくなった際に仮設トイレ等の配備を待たずして、避難所に衛生的なトイレ環境を確保するため、指定避難所である小中学校にマンホールトイレの整備を図るものである。本工事の対象校は、第一中学校、柳川中学校、土室小学校の3校である。

工事概要は、管きよ工、マンホール工、マンホールトイレ工、貯水槽工、舗装工の管路施設工事である。

設計に当たっては、避難所となる体育館からマンホールトイレまでの動線がバリアフリーになるよう配慮されている。

工事現場の安全対策としては、学校に出入りする工事車両に、交通誘導員を配置し、歩行者、児童、生徒並びに一般車両等の通行に危険がないよう誘導するとともに、工事車両の徐行運転が徹底されている。また、学校敷地内の施工ヤードには、カラーコーン等の囲いを設けて、児童や生徒等の立入禁止措置等を行い、安全管理が徹底されている。

工事技術調査結果

本工事の技術調査は、提示された書類及び現場を調査し、疑問点は関係者の説明を聴取する方法により、計画、設計、積算、契約、施工管理、品質管理、安全管理及び施工監理等の各段階における技術的实施状況について調査した。

書類調査及び現地調査の結果は、おおむね適正であった。

エ 対象工事名 JR高槻駅西口周辺道路改築工事

契約金額 39,235,900円

工期 令和7年10月24日～

令和8年3月31日

監理 都市創造部道路課

監査実施日

〔予備監査〕令和8年2月5日

〔本監査〕令和8年3月2日

重点監査項目「工事現場の安全対策」及び「歩行者及び通行車両に配慮した設計・施工」

工事内容等



(写真) JR高槻駅西口北側の地下道出入口

JR高槻駅西口北側のロータリー付近においては、歩行者の乱横断が多く、同駅西口北側の地下道出入口付近の歩道部においては、地下道の利用者や鉄道利用者、横断歩道の通行人により、歩道の溜まり部に人が集中し、歩行者の通行阻害となっている。そのため、本工事において、ロータリー付近における優先乗降場や横断防止柵等の再配置を行い、交通安全性を高め、地下道出入口付近の歩道の一部を拡幅し、歩行者滞留スペースを確保することで、安全で快適な歩道にするものである。

工事概要は、土工、排水構造物工、縁石工、防護柵工、道路付属物工、照明工、舗装工、区画線工、構造物撤去工、殻運搬処理工、仮設工の道路改良工事である。

設計に当たっては、過去の交通量調査結果を参考に、地下道出入口付近の歩道拡幅、ロータリー付近における沿道の車両乗入れ位置の変更及び歩道改良に併せた車道部の線形変更等を行い、歩行者及び通行車両に配慮されている。

工事現場の安全対策としては、多くの歩行者・自転車が往来するJR高槻駅中央口から西口を経て、関西将棋会館へのアクセスルートとなる道路の改築工事であることから、警察協議により交通規制方法や誘導員配置人数等について事前調整を実施し、交通事業者とも情報共有することで、日々の事故防止及び安全管理が徹底されている。

工事技術調査結果

本工事における計画、設計、積算、契約、施工管理等の各段階における技術的实施状況について、合規性のほか、経済性、効率性、有効性等の観点から調査した。

書類調査及び現地調査の結果は、おおむね適正であった。

(2) 監査の結果

各工事ともおおむね適正に執行されていた。

また、指摘事項には至らなかったが、監査を執行する中で改善、検討等を要する事項については、その旨指示した。

7 まとめ

監査対象工事においては、各工事とも工事現場の安全対策及び周辺環境に配慮した設計・施工となっていた。また、各工事の事業目的である、施設の老朽化対策や機能変更、災害対策、歩行者等の安全面向上といった点についても、設計及び施工において、その目的に沿ったものであった。

市においては、関係法令の改正により、令和7年12月の発注工事から、入札参加者が入札時に提出する入札金額の内訳書に、材料費、労務費及び適正な施工に不可欠な経費を記載させている。また、次年度以降、予定価格5,000万円以上の案件について、適正な施工が見込まれない契約の締結を防止し、不正行為を排除するために、当該内訳書の内容確認及び必要な措置を講じることとしている。引き続き、国等の動向を注視し、事業目的及び関係法令等に適合した工事が執行されるよう努められたい。

財政援助団体等監査結果報告 (出資団体)

高槻市監査基準に基づき、財政援助団体等に対する監査を実施したので報告する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に規定する財政援助団体等に対する監査

2 監査の対象

財政援助団体等のうち、次の出資団体を監査対象とした。

なお、原則として令和7年度の事務事業で本監査日までの事務を監査対象としたが、必要に応じて前年度も監査の対象とした。

出資団体 公益財団法人高槻市文化スポーツ振興事業団
所管課 市民生活環境部文化スポーツ振興課

3 監査の期間

令和8年1月6日から2月24日まで

4 監査の着眼点

財政援助団体等のうち、本市が出資している団体について、出納その他の事務執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

5 監査の主な実施内容

監査の実施に当たっては、出資団体及び所管課から資料、諸帳簿、書類等の提出を求め、これに基づいて出資団体及び関係職員から事業の執行状況を聴取し、質疑応答、実地調査を行い監査した。

重点的に確認した項目は、次のとおりである。

(1) 出資団体における項目

- ア 補助金等に係る収支の会計処理は適正か
- イ 事業は、計画及び補助金交付条件に従い実施され、十分効果を挙げているか
- ウ 補助金等を補助対象事業外に流用していないか
- エ 補助金の精算報告は適正か
- オ 補助金の精算に伴う返還金があった場合の手続きは適正か

(2) 所管課における項目

- ア 補助金の交付目的、補助対象事業の内容が明確か
- イ 補助金の交付手続きが適正か
- ウ 出資団体への指導等が適切か

なお、監査委員のうち重谷芳人委員については、同事業団と会計に関する業務適正化のためのアドバイス業務委託契約を締結しているため、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、同業務に関する部分について除斥とした。

6 監査対象の概要及び監査の結果

(1) 概要

公益財団法人高槻市文化スポーツ振興事業団は、市の文化行政と密接な連携を保ちながら、自主文化事業の企画・実施や市民の自主的な文化活動の援助等を通じて市民文化の振興を図るとともに、文化施設の効率的な管理運営を行い、魅力ある市民文化、個性豊かな地域文化の創造に寄与することを目的に、財団法人高槻市文化振興事業団として平成元年 3 月 28 日に設立された。その後、平成 24 年 4 月 1 日に公益財団法人へ移行し、令和 4 年 4 月 1 日には、スポーツ振興事業が追加された。

なお、本事業団は、芸術文化劇場（北館、南館）、生涯学習センター、総合市民交流センター及び高槻城公園（中央エリア）の指定管理者として施設の管理運営を行っており、令和 8 年度からの 5 年間についても、引き続き芸術文化劇場ほか 3 施設の指定管理者として選定されている。

令和 7 年 11 月末日現在の職員数は、市派遣職員 13 人、プロパー職員 10 人、パートタイム職員 17 人、臨時職員 6 人の計 46 人である。

令和 7 年 3 月 31 日現在、指定正味財産は 5 億 950 万 4 千円であり、その全額が市からの出捐金である。

(2) 監査の結果

事務執行について、おおむね適正に執行されていた。

また、指摘事項には至らなかったが、監査を執行する中で改善、検討等を要する事項については、その旨指示した。

7 まとめ

本事業団は、文化施設の管理運営を担うとともに、文化芸術、生涯学習及びスポーツ活動の振興を図る事業を実施するほか、市民の文化活動、生涯学習活動及びスポーツ活動の支援に取り組んでいる。

令和 6 年度の年間利用者数について、芸術文化劇場（北館、南館）は 312,269 人（前年度比 17,847 人増）、生涯学習センターは 79,593 人（前年度比 6,063 人増）、総合市民交流センターは 203,006 人（前年度比 6,218 人減）であった。

また、令和 5 年度及び令和 6 年度に主催した鑑賞事業（33 事業）開催日に実施した芸術文化劇場の公演来場者アンケート結果では、各年度とも 9 割以上の方が、催しの感想について「とても良い」又は「良い」と回答しており、高い評価を得ている。

事務執行においては、市派遣職員の時間外勤務実施時間数について、計上誤りがあっ

た。今後は、誤りがないよう確認を徹底し、再発防止に努められたい。

また、市は、本事業団に備品を貸与し指定管理業務を行わせるに当たり、備品を整理した上で貸与すべきところ、備品シールが貼付されていないもの、備品台帳に登録されている備品番号とは異なる番号の備品シールが貼付されているものがあった。市においては、令和8年度以降も指定管理業務を行わせるに当たり、改めて備品の現存確認を行うなど、本事業団との協力の下、適切な管理体制の整備に努められたい。

令和6年には、国における公益法人制度改革により、社会変化に柔軟・迅速に対応し、より効果的な公益活動を行えるよう、財務規律等が見直された。これに伴い、令和10年4月1日以降に開始する事業年度までに、新たな会計基準を適用することが求められている。本事業団においては、新会計基準の適用に向け、準備を進めるとともに、当該制度改革にのっとった適正な事業運営に努められたい。また、令和8年度以降の新たな指定管理期間においては、高槻城公園大手地区・北エリアの開園が予定されており、指定管理の対象範囲が拡大されることとなる。これまで以上に市と密接に連携し十分な組織体制を整え、個性豊かな地域文化の創造と、健康で活力に満ちた明るい市民生活の実現に寄与することを期待するものである。

財政援助団体等監査結果報告

(指定管理者)

高槻市監査基準に基づき、財政援助団体等に対する監査を実施したので報告する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に規定する財政援助団体等に対する監査

2 監査の対象

指定管理者が管理する次の施設を監査対象とした。

なお、原則として令和7年度の事務事業で本監査日までの事務を監査対象としたが、必要に応じて前年度も監査の対象とした。

高槻市立庄所子育てすくすくセンター

指定管理者：社会福祉法人 照治福祉会

施設所管課：子ども未来部子ども家庭みまもりセンター子育て支援課

3 監査の期間

令和7年11月7日から12月25日まで

4 監査の着眼点

財政援助団体等のうち、本市が公の施設の管理を行わせている指定管理者について、出納その他の事務執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

5 監査の主な実施内容

実施に当たっては、指定管理者及び施設所管課から資料、諸帳簿、書類等の提出を求め、これに基づいて指定管理者及び関係職員から施設の管理状況や経営状況の聴取、質疑応答、実地調査を行い監査した。

なお、重点的に確認すべき項目を、別に設けて確認した。

6 監査対象の概要及び監査の結果

(1) 施設の概要

(所在地) 高槻市南庄所町3番3号

(構造) 鉄骨造(平屋建)

(敷地面積) 364.87 m²

(延床面積) 150 m²

(開館時間) 月曜日から土曜日 午前 10 時から午後 5 時まで

(休館日) 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、
12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(一時預かり事業の利用定員、利用料金及び利用料金の減額)

利用定員 1 時間ごと 5 人以内

利用料金 乳幼児 1 人ごと

1 時間につき 700 円

1 日につき 7 時間を限度とし、1 日最大 4,500 円

減 額 当該事業の利用に当たり乳幼児を 2 人以上預ける場合
は、2 人目以上 1 人につき 5 割に相当する額を減額する。

(利用状況 令和 6 年度実績)

地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場) 12,891 人

一時預かり事業 1,060 人

(2) 指定管理の概要

(指定の期間) 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(選定の方法) 公募

(指定管理料) 13,530,000 円 (令和 7 年度)

(利用料金制の適用) あり

年度当初に予定した収支を超える収益があった場合は、その増収分の 40 パーセントに相当する額を市に納付する又は市民サービス等に還元するものとする。

(主な指定管理業務) 地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場)、一時預かり事業、施設の維持管理、その他の業務、その他市長が必要と認める事業

(3) 監査の結果

事務執行について、協定に基づきおおむね適正に執行されていた。

また、指摘事項には至らなかったが、監査を執行する中で改善、検討等を要する事項については、その旨指示した。

7 まとめ

指定管理業務として地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場) や一時預かり事業などを実施し、自主事業として家庭訪問型の子育て支援ボランティアであるホームスタート事業なども実施している。

監査の結果、事務執行については、おおむね適正に執行されていたが、令和 6 年度事業報告で提出を受けている収支決算書において、収入に計上されている一部の経費につ

いて、自主事業の収入であるものの、指定管理業務の管理経費として計上されていた。指定管理者においては、経費の会計区分の確認を徹底されたい。

一時預かり事業の利用人数については、前回監査を実施した令和元年度以降、働き方改革や物価上昇等を受けて共働き世帯が増加したことに加え、里帰り出産や転入等が増加したことにより、当該事業のニーズが高まったため、前回監査時と比較すると増加していた。

指定管理者においては、令和7年6月から高槻市地域子育て相談機関コニアル業務委託を市から受託し、庄所子育てすくすくセンターにその相談機関が設置され、専門相談員の配置による相談支援などを実施しており、指定管理業務であるつどいの広場や一時預かり事業における相乗効果が期待される。

引き続き、地域の子育て支援拠点としての役割を果たし、子育て世帯の多種多様なニーズに即した支援の提供に努められたい。